Ⅰ　令和５年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜における追検査の対象者及び申出書類について

別紙

１　対象者

　　令和５年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜（以下「高等支援選抜」という。）における追検査の対象者は、高等支援選抜に出願した志願者のうち、次の(1)から(6)のいずれかに該当する者とする

(1) 面接及び適性検査（以下、「検査等」という。）当日に出席停止の扱いが定められている感染症（学校保健安全法施行規則第十九条において出席停止の扱いが定められている感染症。ただし、同規則第十八条第三号にある「その他の感染症」は除く。）に罹患しており、一日めの面接を受験しなかった者、または、一日めの面接を受験したが二日めの適性検査を受験しなかった者（新型コロナウイルス感染症の検査で陽性反応が確認された者〔医師により新型コロナウイルスに感染している疑いがあると診断された者を含む。〕で、検査等当日まで療養期間中にある者）

(2) 保健所等により新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定され、一日めの面接を受験しなかった者、または、一日めの面接を受験したが二日めの適性検査を受験しなかった者

(3) 検査等当日に発熱等の風邪の症状があり、すべての検査等を受験しなかった者

(4) 検査等当日に新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者であることが判明し、検査等を中断せざるを得なかった者

(5) 無症状の濃厚接触者として受験が認められた者で、検査等の実施中に発熱等の風邪の症状が確認され、検査等を中断せざるを得なかった者

(6) 外国から帰国又は入国した者で、検査等当日に検疫所長が指定する場所において待機を指示されている者

２　申出書類

「１　対象者」の(1)から(6)に該当する者が追検査の受験を申し出る場合は、別添の「（様式K104）追検査申出書」を提出する。

Ⅱ　令和５年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜における追検査申出場所及び申出方法等について

１　追検査の申出場所等

　　令和５年度高等支援選抜実施要項において「府教育委員会が別に定める場所」としていた申出場所並びに追適性検査実施場所について、次のとおりとする。

(1) 申出場所

大阪市立都島区民センター　ホール

(2) 追適性検査実施場所

　　　大阪府立大手前高等学校

２　追検査の申出方法等

　　追検査に申し出る場合は、別添のマニュアル「電子申請フォームを用いた追検査の申請について」に従って令和５年３月13日（月）午後８時までに大阪府教育庁へ追検査に係る電子申請を行うとともに、令和５年３月13日（月）午後１時から午後５時までに追検査申出書を１(1)の申出場所に持参により提出する。